

令和元年9月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(令和元年度9月補正予算等関係)

福祉保健部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和元年9月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		福祉保健課	2
		福祉監査指導課	3
		長寿社会課	4
健康政策課		5	
	医療政策課	7	
	2 歳入歳出事項別明細書		18
	3 節の明細		24
	4 債務負担行為に関する調書	医療政策課	25

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例	障がい福祉課	26
議案第9号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課	28

(報告事項)

議案番号	件名	課名等	頁
報告第4号	鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について	健康政策課	31
報告第10号	長期継続契約の締結状況について	鳥取看護専門学校	32

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	4,617,463	2,242	4,619,705				2,242	
福祉監査指導課	857,208	2,321	859,529	1,364			957	
長寿社会課	10,886,973	12,000	10,898,973	12,000				
健康政策課	1,280,446	8,000	1,288,446				8,000	
医療政策課	5,605,861	391,662	5,997,523			391,662		
部計	45,805,440	416,225	46,221,665	13,364		391,662	11,199	
<p>説明</p> <p>主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進事業 ・受動喫煙防止対策推進事業 								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7859)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの居場所推進事業	13,279	2,242	15,521				2,242	
トータルコスト	18,042	2,242	20,284	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

子どもの居場所づくりを推進するため、当初予算の不足分を増額し、新設に係る初期経費の一部を助成する。(市町村間接補助)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	補正額	対象市町村	補助率	補助対象経費	摘要
初期経費	2,242	米子市	2/3	備品購入費 修繕費等	新設2箇所分

【参考】(令和元年7月末時点)

県内の子どもの居場所数 47箇所

※うち令和元年度本事業実施箇所数 20箇所

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉監査指導課(内線:7144)

1目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保護行政費	23,184	2,321	25,505	1,364	0	0	957	
トータルコスト	91,451	2,321	93,772	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	8.6人	0人	8.6人	委託契約事務				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>生活保護の制度改正に対応するため、生活保護で使用する各システムの改修を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 改修内容</p> <p>ア 下記の制度改正に対応するために生活保護システムの改修を行う。(2,068千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進学準備給付金のマイナンバー情報連携開始(国費2/3) ・生命保険会社への照会様式統一化(国費1/2) ・厚生労働省の実施する被保護者調査の調査項目追加(国費1/2) <p>イ 健康管理支援事業の実施に向けた既存のレセプト管理システムへの機能追加を行う。(253千円)</p> <p>(国費10/10)</p> <p>(2) 補正額</p> <p>2,321千円</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
元気なシニアパワー で地域を支える仕組みづくり事業	5,257	12,000	17,257	12,000												
トータルコスト	6,051	12,000	18,051	(補正に係る主な業務内容)												
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等												
工程表の政策目標(指標)	-															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>介護施設等における周辺補助業務(清掃、配膳等の身体介護以外の業務)を元気シニアに担ってもらうことにより、介護福祉士等の専門職が専門的業務に専念できる環境を整え、介護職の負担軽減と離職防止を図る「介護助手制度」をさらに普及・発展させるため、導入介護現場での成果等を検証し、改善点の検討を行う。</p>																
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">内容</td> <td>介護助手導入に要する経費、導入による成果の測定・検証などの取組に要する経費について、1法人あたり400万円を上限に補助する。 ※厚生労働省「介護職機能分化等推進事業実施要綱」に定める事業内容 (1) 介護職員の専門性等に応じた業務の機能分化 (2) 多様な人材の呼び込みとOJT研修等による育成 (3) 介護助手と専門職等とのチームケアの実践 (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討 (5) 企画評価委員会の設置・運営</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>介護サービス施設・事業所を営む法人</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>財源内訳</td> <td>国 10/10 (間接補助事業)</td> </tr> </table>									内容	介護助手導入に要する経費、導入による成果の測定・検証などの取組に要する経費について、1法人あたり400万円を上限に補助する。 ※厚生労働省「介護職機能分化等推進事業実施要綱」に定める事業内容 (1) 介護職員の専門性等に応じた業務の機能分化 (2) 多様な人材の呼び込みとOJT研修等による育成 (3) 介護助手と専門職等とのチームケアの実践 (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討 (5) 企画評価委員会の設置・運営	実施主体	介護サービス施設・事業所を営む法人	補正額	12,000千円	財源内訳	国 10/10 (間接補助事業)
内容	介護助手導入に要する経費、導入による成果の測定・検証などの取組に要する経費について、1法人あたり400万円を上限に補助する。 ※厚生労働省「介護職機能分化等推進事業実施要綱」に定める事業内容 (1) 介護職員の専門性等に応じた業務の機能分化 (2) 多様な人材の呼び込みとOJT研修等による育成 (3) 介護助手と専門職等とのチームケアの実践 (4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討 (5) 企画評価委員会の設置・運営															
実施主体	介護サービス施設・事業所を営む法人															
補正額	12,000千円															
財源内訳	国 10/10 (間接補助事業)															

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7769）

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	86,148	3,668	89,816				3,668	
トータルコスト	131,395	3,668	135,063	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	5.7人	0.0人	5.7人	連絡調整、支払事務等				
工程表の政策目標（指標）	がん対策の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、平成29年にワースト2位になるなど、全国に比べて高い状況が続いており、がん対策の一層の強化が課題となっていることから、国立がん研究センターの指導、協力を得て、がん医療の質向上指標の測定に関する研究（Q I 研究）をもとに県内がん診療連携拠点病院等のがん診療の検証とその改善に向けた支援を実施し、がん診療の質の向上を図る。</p> <p>※Q I（Quality Indicator）研究</p> <p>国立がん研究センターが実施した、現時点で見込有効とされている診断法や治療が、どれだけ行われているかという「標準治療実施率」を基に診療の質を評価する研究。</p> <p>また、県内におけるがん診療の提供体制については、放射線治療の充実が課題の一つとなっているため、遠隔放射線治療計画作成支援システムをモデル的に導入し、放射線治療の充実を図るための基盤整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) Q I 研究解析結果を活用したがん診療の検証モデル事業（1,084千円）</p> <p>ア Q I 研究の指導講習</p> <p>国立がん研究センターの職員を招聘し、県内のがん診療連携拠点病院等で、Q I 研究結果を基にした指導講習を実施する。</p> <p>イ Q I 研究の測定結果の院内検討支援</p> <p>国立がん研究センターの職員及び専門医等を招聘し、自院のQ I 研究のデータを基に、県内の標準治療実施率を分析し、今後のがん診療の質の向上に繋げる。※2病院程度を想定</p> <p>(2) 放射線治療機能強化事業（2,584千円）</p> <p>県内の放射線治療専門医が不足している現状のもと、鳥取大学医学部附属病院と県立中央病院を専用回線で繋ぎ（遠隔放射線治療計画作成支援システムを整備・導入）、大学病院の放射線治療専門医の協力を得て、県立中央病院においてより高精度な放射線治療計画の作成を遠隔支援できる体制をモデル的に整備する。</p> <p>なお、当該モデル事業の成果を検証し、今後は、他の拠点病院等へのネットワーク化を検討するなど、県内全域における放射線治療の質の向上を図っていく。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>○ がんの予防対策として、県民の生活習慣の改善に取り組むとともに、早期発見・早期治療に向け、市町村が実施するがん検診の個別受診勧奨や休日がん検診の支援などがん検診の受診率向上を進めている。</p> <p>○ 平成31年4月に国が指定したがん診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院、県立中央病院、県立厚生病院、米子医療センター）等において、地域における専門的ながん医療の提供等を行っている。</p> <p>また、がん医療の質の向上に向け、がん医療に係る専門医資格取得やがん専門医療従事者の育成に支援を行うほか、県立中央病院・鳥取赤十字病院の病病連携の推進やがん治療に係る医療機器の整備の助成等、医療の質の向上に向けた取組を行っている。</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7769)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
受動喫煙防止対策推進事業	2,180	4,332	6,512				4,332	
トータルコスト	8,530	4,332	12,862	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	連絡調整、支払事務等				
工程表の政策目標(指標)	がん対策の推進							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「望まない受動喫煙の防止」を推進するための健康増進法の一部改正に伴い、2020年4月からすべての事業所が、その施設類型に応じて敷地内禁煙又は建物内禁煙の受動喫煙防止措置をとることが義務づけられることになる。</p> <p>そこで、県民や県内事業所に対し、医師会の協力を得て、禁煙指導医等のアドバイザーを派遣し、地域や職域における受動喫煙対策の推進並びに卒煙支援等を行う。</p> <p>また、施設類型に応じた受動喫煙防止対策への適切な対応や、従業員の卒煙支援のための禁煙治療費助成や卒煙イベントの開催等職場ぐるみで喫煙対策に取り組む事業所に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域や職域(事業所)で、受動喫煙防止や卒煙支援に対する取組を行う場合、支援を行う。</p> <p>(1) 卒煙アドバイザー派遣(332千円)</p> <p>地域や職域における受動喫煙対策や卒煙支援に向け、出前説明会や個別の卒煙支援を実施する。 ※医師会の協力のもと禁煙指導医等を派遣。</p> <p>(2) 受動喫煙防止・卒煙支援に取り組む事業所への支援(4,000千円)</p> <p>事業所がその施設類型に応じて、敷地内禁煙又は建物内禁煙の受動喫煙防止措置をとることが義務づけられることを受け、事業所内における受動喫煙防止対策及び従業員の健康づくりの観点から率先して喫煙対策に取り組む事業所に対し、必要経費を助成する。</p> <p><取組事業例></p> <p>禁煙治療に要する治療費助成や事業所内の卒煙イベントの開催、その他事業所内で実施する独自の卒煙支援の取組に要する経費 補助金額100千円×40事業所 ※1事業所あたりの上限を10万円とする。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県がん対策推進条例(平成22年6月制定)」において、県が取り組むがん予防施策として、分煙・禁煙の制限による望まない受動喫煙防止の推進を定め取り組んできたところである。 ・健康増進法の一部改正に伴い、施設の種類ごとに受動喫煙防止措置を講じることが義務づけられたことを受け、5月に第一種施設(学校、病院、児童福祉施設等)を対象に説明会を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 第一種・・・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等。 ※原則敷地内禁煙。(令和元年7月1日施行) 第二種・・・上記第一種施設以外の、飲食店、事業所等多数の者が利用する施設。建物内禁煙だが、喫煙専用室の設置が可能。既存小規模飲食店の場合、経過措置として店内での喫煙が可能。(令和2年4月1日施行) 								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課 (内線: 7207)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業		〔債務負担行為〕 280,988	〔債務負担行為〕 280,988			〔債務負担行為〕 280,988 (基金繰入金)		
	795,971	389,058	1,185,029			389,058		
トータルコスト	818,991	389,058	1,208,049	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.9人	0.0人	2.9人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用して「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に基づく事業を実施し、効率的で質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

【9月補正予算の考え方】

令和元年度の医療介護総合確保基金事業(医療)については、事業者から要望のあった事業のうち優先度の高い一部事業を当初予算で措置し、残りの事業については国からの令和元年度基金の配分を待って補正予算で対応することとしていた。

※国の基金配分時期が年度途中であるため、例年当初予算では年度当初から事業実施が必要な事業(人件費を伴うソフト事業が中心)のみ措置し、残りの事業は補正対応としている。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	事業内容	補正額
1 地域医療構想の達成に向けた事業	○倉吉病院の病床再編に伴う増改築等整備 ○病床機能の転換及びそれに伴う施設設備整備(医療機関)など	363,475
2 居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療推進のために必要な設備整備(医療機関) ○在宅歯科診療に係る設備整備(医療機関)など	17,786
3 医療従事者の確保に関する事業	○歯科衛生士の復職支援に対する補助(地区歯科医師会) ○看護教育の充実に必要な教材等購入(看護師等養成所)など	7,797
計		389,058

【令和元年度基金の内示額】

事業区分		内示額
1. 地域医療構想の達成に向けた事業	倉吉病院の病床再編に伴う増改築等整備	3.0億円
	県立中央病院の脳卒中センター機能強化(脳血管撮影装置整備)	1.1億円
	その他	2.9億円
	計	7.0億円
2. 居宅等の医療提供に関する事業		0.6億円
3. 医療従事者の確保に関する事業		3.4億円
計		11.0億円

※内示額には、令和2年度以降の実施分を含む。

3 これまでの取組状況、改善点

○平成26年度の基金制度創設以降、医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の実施要望を確認し、「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」を策定するとともに、計画上の事業を実施するための財源となる基金を造成し、事業を実施してきたところである。

○鳥取県地域医療構想を実現するための財源として、今後も基金を積み増していく予定であることから、計画の着実な推進に向け、関係団体等からの要望を把握するとともに、事業の進捗管理を行う必要がある。

令和元年度一般会計補正予算説明資料

医療政策課（内線：7207）

医療政策課が行う鳥取県地域医療介護総合確保基金事業は次のとおりです。

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 支 出	庫 金 その他	
医療情報ネットワーク整備事業	14,475	67,633	82,108		67,633	各医療機関の電子カルテをつなぐ地域医療連携ネットワークシステムに要する経費を補助し、今後の地域医療連携の取組効果や課題検証につなげる。
（新）訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業		1,194	1,194		1,194	切れ目のない医療情報連携を可能とするため、モバイル端末の活用により、訪問看護等在宅医療を推進するための医療ネットワークを構築・整備する。
（新）精神科医療機関機能分化推進事業		22,232	22,232		22,232	精神科医療機関の機能分化を図るため退院支援や外来機能等の整備・充実に対して支援を行う。
（新）地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業		4,032	4,032		4,032	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療を推進するため、歯科診療に必要な設備を整備する。
（新）急性期医療充実施設設備整備事業		56,925	56,925		56,925	病床の機能分化、連携を推進する体制整備のため、急性期医療提供体制の充実、強化を行うための施設・設備を整備する。
病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	35,000	211,459	246,459		211,459	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保することを目的として、病床の機能分化、連携を推進するため、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備を行う。
〔地域医療構想の達成に向けた事業の計〕	49,475	363,475	412,950		363,475	
（新）訪問歯科衛生士養成支援事業		1,250	1,250		1,250	口腔ケアの指導や在宅歯科診療に従事できる訪問歯科衛生士を養成するための研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
医療介護連携のための多職種連携等研修事業	3,500	1,857	5,357		1,857	在宅医療に関係する多職種の連携を図るための研修や各専門職の質の向上に資する研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
在宅医療推進事業	10,000	11,163	21,163		11,163	訪問看護・在宅医療の充実等を推進するため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等に必要な施設・設備を整備する。
（新）在宅歯科診療設備整備事業		1,716	1,716		1,716	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療機器等の整備を支援する。

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳		事業内容
				国 支 出	庫 金 その他	
(新) 訪問看護 ステーションの サテライト設置 事業		1,800	1,800		1,800	訪問看護ステーションの出張所を設置 するための事務所設置等に要する経費 を補助する。
[居宅等の医療提 供に関する事業 の計]	13,500	17,786	31,286		17,786	
(新) 歯科衛生 士復職支援事業		971	971		971	歯科衛生士の確保に向け、復職支援と して、出産・育児等の離職により再就 職に不安を抱える歯科衛生士に対する 必要な相談、研修等を行う。
(新) 看護教育 教材整備事業		5,419	5,419		5,419	看護師等養成所の学生の教育内容の向 上を図るため、教育の充実のための図 書・教育備品等を整備する。
(新) 歯科技工 士養成施設・設 備整備事業		1,407	1,407		1,407	歯科技工士養成所の学生の教育内容、 資質向上を図るために必要な設備整備 等の経費を補助する。
[医療従事者の確 保に関する事業 の計]		7,797	7,797		7,797	
その他の当初予 算事業	732,996		732,996			
合計	795,971	389,058	1,185,029		389,058	

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療情報ネットワーク整備事業	(14,475)	(67,633)	(82,108)			(基金繰入金) (67,633)		
トータルコスト	15,269	67,633	82,902	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療情報ネットワーク(医療機関同士の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」)を整備することで、地域の医療機関同士の連携を図り、質の高い地域医療の実現を目指す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取大学医学部附属病院が整備している医療機関同士の電子カルテ相互参照システムに他の医療機関が参加するための接続機器の整備等を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：病院</p> <p>(4) 対象経費：「おしどりネット」の運用・接続等に係る経費</p>								
(新)訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業	(0)	(1,194)	(1,194)			(基金繰入金) (1,194)		
トータルコスト	0	1,194	1,194	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>モバイル端末を活用した訪問看護等在宅医療を推進するためのネットワークを整備し、訪問看護等の在宅医療の体制を構築する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>訪問看護等の在宅医療の現場でも患者情報の入力・確認等を可能とするためのネットワーク化の整備を支援する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：病院、診療所</p> <p>(4) 対象経費：モバイル端末の活用による訪問看護等在宅医療推進ネットワークの整備に必要な機器等の整備に要する経費</p>								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 精神科医療機関機能分化推進事業		(債務負担行為) 280,988	(債務負担行為) 280,988			(債務負担行為) 280,988 (基金繰入金)		
	(0)	(22,232)	(22,232)			(22,232)		
トータルコスト	0	22,232	22,232	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>今後の精神科医療が入院医療中心から在宅医療へと移行する中で、精神科救急外来の整備等の機能分化と機能強化を進めるとともに、長期に渡る社会的入院患者が社会へ復帰する支援体制を強化する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>精神科医療機関の機能分化と機能強化を図るため退院支援や外来機能等の整備、充実に対して補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率: 1/2</p> <p>(2) 基準額: 県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体: 精神科救急医療機関</p> <p>(4) 対象経費: 精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療機関の機能分化を図るための設備整備費</p> <p>【債務負担行為】 精神科救急外来の整備、病床削減・病室の個室化等の機能分化と機能強化を行う施設整備に補助する。</p> <p>・限度額: 280,988千円</p> <p>・期間: 令和2年度～令和3年度</p>								
(新) 地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	(0)	(4,032)	(4,032)			(基金繰入金) (4,032)		
トータルコスト	0	4,032	4,032	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業							
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、歯科保健医療に必要な設備整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率: 1/2</p> <p>(2) 基準額: 1か所当たり8,000千円</p> <p>(3) 実施主体: 病院</p> <p>(4) 対象経費: 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）急性期医療充実施設設備整備事業	(0)	(56,925)	(56,925)			(基金繰入金) (56,925)		
トータルコスト	0	56,925	56,925	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>急性期医療を担う医療機関の基盤整備を行い、充実した急性期医療を提供できる体制を確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>急性期医療の充実に必要な施設、設備を整備する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：1か所当たり10,000千円</p> <p>(3) 実施主体：救急医療機関</p> <p>(4) 対象経費：急性期医療の充実に必要な設備整備費</p>								
病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	(35,000)	(211,459)	(246,459)			(基金繰入金) (211,459)		
トータルコスト	35,794	211,459	247,253	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>病床の機能分化、連携の推進に向け、病床転換及びそれに伴う施設・設備整備等を支援することで、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>病床の機能分化、連携の推進のための施設・設備整備を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：1/2</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：病院、有床診療所</p> <p>(4) 対象経費：病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な施設・設備整備費</p>								

2目 医務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問歯科衛生士養成支援事業	(0)	(1,250)	(1,250)			(基金繰入金) (1,250)		
トータルコスト	0	1,250	1,250	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>通院が困難な在宅患者を訪問して指導等を行うために、口腔ケアの指導や在宅歯科診療に従事できる歯科衛生士を養成するための研修を実施する。</p>							
2 主な事業内容	<p>訪問歯科衛生士養成研修会に係る謝金、賃金、旅費、消耗品費等を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：鳥取県歯科医師会</p> <p>(4) 対象経費：訪問歯科衛生士養成研修会の開催経費</p>							
医療介護連携のための多職種連携等研修事業	(3,500)	(1,857)	(5,357)			(基金繰入金) (1,857)		
トータルコスト	4,294	1,857	6,151	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的・概要	<p>医師、看護師、社会福祉士、ケアマネジャーなど多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することにより、地域における医療、保健、介護(福祉)の包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すとともに、通院が困難な在宅患者を訪問して薬学的管理指導に取り組む薬局の増加を図る。</p> <p>また、在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を図る。</p>							
2 主な事業内容	<p>①在宅医療関係者の多職種連携等に係る研修</p> <p>在宅医療に係る関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。</p> <p>②薬局に対する薬学的管理指導の実施に向けた研修</p> <p>通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対する、在宅医療への導入研修の実施を支援する。</p> <p>③歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保することを目的とした研修</p> <p>在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会等を開催するとともに、関連多職種(歯科医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等)を対象とした研修・実習を実施する。</p> <p>【補助内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：10/10 ・基準額：県が必要と認めた額 ・実施主体：病院、地区歯科医師会、薬剤師会等 ・対象経費：事業の実施に必要な経費(謝金、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料) 							

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
在宅医療推進事業	(10,000)	(11,163)	(21,163)			(基金繰入金) (11,163)		
トータルコスト	10,794	11,163	21,957	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等に必要な施設・設備等の整備を支援することにより、地域における在宅医療の一層の推進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行うための経費を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率: 1/2</p> <p>(2) 基準額: 1か所当たり2,000千円</p> <p>(3) 実施主体: 病院、診療所、訪問看護ステーション</p> <p>(4) 対象経費: 訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備 ※車両整備については、訪問看護、訪問診療及び訪問リハビリテーション用の新規車両の整備に限る。</p>								
(新) 在宅歯科診療 設備整備事業	(0)	(1,716)	(1,716)			(基金繰入金) (1,716)		
トータルコスト	0	1,716	1,716	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>在宅歯科診療を実施する医療機関に対して在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品の購入費を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率: 2/3</p> <p>(2) 基準額: 1か所当たり3,638千円</p> <p>(3) 実施主体: 歯科を標榜する病院、歯科診療所、地区歯科医師会</p> <p>(4) 対象経費: 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 訪問看護ステーションのサテライト設置事業	(0)	(1,800)	(1,800)			(基金繰入金) (1,800)		
トータルコスト	0	1,800	1,800	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>医療機関等から遠方にお住いなど訪問看護を必要とされる方に対応するため、訪問看護ステーションの出張所の設置を支援することにより、訪問看護サービスの給付を受けられる地域の増加を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>訪問看護ステーションの出張所を設置するための費用及び訪問車両整備を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10</p> <p>(2) 基準額：①事務所設置 (1年目) 賃借料 一月あたり50千円、敷金等200千円 (2年目) 賃借料 一月あたり50千円 ②訪問車両購入 1か所1,000千円 ※初年度のみ、新規車両整備に限る。</p> <p>(3) 実施主体：指定訪問看護ステーション</p>								
(新) 歯科衛生士復職支援事業	(0)	(971)	(971)			(基金繰入金) (971)		
トータルコスト	0	971	971	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>歯科衛生士の確保の一環として、出産・育児等の理由で離職した歯科衛生士を対象とした技術講習会や相談会等を開催することで、復職を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>歯科衛生士の復職に向けた研修会開催経費等に対する補助を行う。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：10/10</p> <p>(2) 基準額：1ヵ所当たり2,400千円</p> <p>(3) 実施主体：鳥取県西部歯科医師会</p> <p>(4) 対象経費：研修会開催経費、広告料、事務費、備品購入費</p>								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 看護教育教材整備事業	(0)	(5,419)	(5,419)			(基金繰入金) (5,419)		
トータルコスト	0	5,419	5,419	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>看護基礎教育を充実させるため、看護師等養成所の図書・教材の整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>看護教員の養成に必要な図書・教材の整備費用を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：2/3</p> <p>(2) 基準額：1か所当たり7,200千円</p> <p>(3) 実施主体：看護師等養成所</p> <p>(4) 対象経費：図書、教材等備品購入</p>								
(新) 歯科技工士養成施設・設備整備事業	(0)	(1,407)	(1,407)			(基金繰入金) (1,407)		
トータルコスト	0	1,407	1,407	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>歯科技工士の教育内容の充実、資質向上を図るため、歯科技工士養成所の設備整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>歯科技工士養成所の運営に必要な設備整備、教材の購入経費を補助する。</p> <p>【補助内容】</p> <p>(1) 補助率：(設備整備) 2/3、(教材の購入) 10/10</p> <p>(2) 基準額：県が必要と認めた額</p> <p>(3) 実施主体：鳥取歯科技工士専門学校</p> <p>(4) 対象経費：歯科技工士養成所に必要な設備整備費、教材の購入を行うために必要な経費</p>								

鳥取看護専門学校 (電話：0857-29-2407)

6目 鳥取看護専門学校費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理運営費	22,317	1,272	23,589			(基金繰入金) 1,272		
トータルコスト	95,347	1,272	96,619	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	9.2人	0.0人	9.2人	教育の質の充実のための教材の購入				
工程表の政策目標(指標)	学生数の確保、県内就業率100%、国家試験合格率100%							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
看護教育の質の向上・充実のための医療機器等を整備する。								
2 主な事業内容								
看護教育に必要な医療機器等を整備する。								
(1) 装着型摘便シミュレーター：154千円								
(2) “きんちゅう”くんⅡ：266千円								
(3) 導尿・浣腸シミュレーター男性：108千円								
(4) 滅菌パックシーラー：540千円								
(5) 折りたたみ式カート：188千円								
(6) 書籍：16千円								

倉吉総合看護専門学校 (電話：0858-22-1041)

7目 倉吉総合看護学校費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校管理運営費	35,776	1,332	37,108			(基金繰入金) 1,332		
トータルコスト	210,412	1,332	211,744	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	22.0人	0.0人	22.0人	教育の質の充実のための教材等の購入				
工程表の政策目標(指標)	学生数の確保、県内就業率100%、国家試験合格率100%							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
1 事業の目的・概要								
看護教育の質の向上・充実のための医療機器等を整備する。								
2 主な事業内容								
看護教育に必要な医療機器等を整備する。								
(1) 小児用ベッド：524千円								
(2) 看護実習モデル：609千円								
(3) プロジェクター：199千円								

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部					
					補正前	補正額	補正後	1項 社会福祉費		
								補正前	補正額	補正後
1	報酬	350,895		350,895	218,804		218,804	119,195		119,195
2	給料	1,670,214		1,670,214	1,226,862		1,226,862	439,530		439,530
3	職員手当等	937,120		937,120	698,649		698,649	222,928		222,928
4	共済費	608,989		608,989	442,156		442,156	158,248		158,248
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	5,446		5,446	5,446		5,446	572		572
8	報償費	57,106		57,106	35,948		35,948	12,153		12,153
9	旅費	51,549		51,549	32,378		32,378	22,397		22,397
	費用弁償	5,846		5,846	2,944		2,944	1,466		1,466
	普通旅費	24,608		24,608	15,705		15,705	8,567		8,567
	特別旅費	21,095		21,095	13,729		13,729	12,364		12,364
10	交際費	100		100	100		100	100		100
11	需用費	147,210	2,182	149,392	117,961		117,961	30,004		30,004
12	役務費	67,330		67,330	49,825		49,825	18,426		18,426
13	委託料	3,143,330	2,596	3,145,926	937,350	2,321	939,671	654,158		654,158
14	使用料及び賃借料	67,452		67,452	54,788		54,788	20,706		20,706
15	工事請負費	352,020		352,020	223,743		223,743	9,658		9,658
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	20,940		20,940	20,595		20,595	2,822		2,822
19	負担金、補助及び交付金	34,033,146	40,138	34,073,284	27,487,066	14,242	27,501,308	26,562,855	14,242	26,577,097
20	扶助費	1,713,645		1,713,645	1,571,679		1,571,679	1,132,586		1,132,586
21	貸付金	31,580		31,580						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	652,731		652,731	642,611		642,611	642,568		642,568
26	寄附金	950		950	950		950	50		50
27	公課費	98		98	98		98			
28	繰出金	3,339,275		3,339,275	3,336,819		3,336,819	3,336,819		3,336,819
	予備費									
	計	47,251,126	44,916	47,296,042	37,103,828	16,563	37,120,391	33,385,775	14,242	33,400,017
財源内訳	国庫支出金	3,901,776	17,864	3,919,640	1,999,512	13,364	2,012,876	1,619,910	12,000	1,631,910
	地方債	939,000	2,000	941,000	764,000		764,000	169,000		169,000
	その他	1,816,502	19,146	1,835,648	1,730,661		1,730,661	1,059,451		1,059,451
	一般財源	40,593,848	5,906	40,599,754	32,609,655	3,199	32,612,854	30,537,414	2,242	30,539,656

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費						3項 生活保護費		
		1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬	105,978		105,978	841		841	10,556		10,556
2	給料	439,530		439,530				57,330		57,330
3	職員手当等	222,928		222,928				28,737		28,737
4	共済費	157,114		157,114				21,057		21,057
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	572		572						
8	報償費	2,075		2,075	4,560		4,560	224		224
9	旅費	3,314		3,314	7,169		7,169	1,559		1,559
	費用弁償	594		594	194		194	661		661
	普通旅費	2,094		2,094	634		634	748		748
	特別旅費	626		626	6,341		6,341	150		150
10	交際費	100		100						
11	需用費	15,076		15,076	3,581		3,581	276		276
12	役務費	4,676		4,676	4,868		4,868	520		520
13	委託料	140,477		140,477	104,520		104,520	8,852	2,321	11,173
14	使用料及び賃借料	3,816		3,816	2,407		2,407	30		30
15	工事請負費	9,658		9,658						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				2,592		2,592			
19	負担金、補助及び交付金	659,827	2,242	662,069	18,069,775	12,000	18,081,775	132,891		132,891
20	扶助費	1,530		1,530				295,214		295,214
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金				640,657		640,657			
26	寄附金									
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,766,671	2,242	1,768,913	18,840,970	12,000	18,852,970	557,246	2,321	559,567
財源内訳	国庫支出金	118,819		118,819	490,572	12,000	502,572	226,082	1,364	227,446
	地方債	9,000		9,000						
	その他	237,340		237,340	675,639		675,639	7,273		7,273
	一般財源	1,401,512	2,242	1,403,754	17,674,759		17,674,759	323,891	957	324,848

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節 款項目	3款 民生費			4款 衛生費						
	うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部			
	3項 生活保護費						補正前	補正額	補正後	
	1目 生活保護総務費									
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1 報酬	10,556		10,556	147,393		147,393	83,049		83,049	
2 給料	57,330		57,330	1,433,250		1,433,250	661,206		661,206	
3 職員手当等	28,737		28,737	821,618		821,618	429,162		429,162	
4 共済費	21,057		21,057	510,218		510,218	235,953		235,953	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賃金				1,475		1,475	1,475		1,475	
8 報償費	224		224	42,832	852	43,684	30,337	852	31,189	
9 旅費	1,559		1,559	55,074	564	55,638	26,783	564	27,347	
費用弁償	661		661	6,193		6,193	3,306		3,306	
普通旅費	748		748	28,376		28,376	11,213		11,213	
特別旅費	150		150	20,505	564	21,069	12,264	564	12,828	
10 交際費				100		100				
11 需用費	276		276	209,822		209,822	99,866		99,866	
12 役務費	520		520	55,400	1,000	56,400	25,741	1,000	26,741	
13 委託料	8,597	2,321	10,918	1,037,608		1,037,608	454,668		454,668	
14 使用料及び賃借料	30		30	70,032		70,032	20,104		20,104	
15 工事請負費				472,111		472,111	17,831		17,831	
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費				19,511	2,604	22,115	1,383	2,604	3,987	
19 負担金、補助及び交付金				4,782,042	424,642	5,206,684	4,015,870	394,642	4,410,512	
20 扶助費				1,114,738		1,114,738	941,327		941,327	
21 貸付金				1,016,639	66,000	1,082,639	999,604		999,604	
22 補償、補填及び賠償金				11,628		11,628				
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金				495,404		495,404	487,328		487,328	
26 寄附金				55,076		55,076	36,900		36,900	
27 公課費				25		25	25		25	
28 繰出金										
予備費										
計	128,886	2,321	131,207	12,351,996	495,662	12,847,658	8,568,612	399,662	8,968,274	
財源内訳	国庫支出金	27,063	1,364	28,427	2,121,281		2,121,281	1,315,552		1,315,552
	地方債				267,000		267,000	18,000		18,000
	その他	3,517		3,517	1,193,828	391,662	1,585,490	882,825	391,662	1,274,487
	一般財源	98,306	957	99,263	8,769,887	104,000	8,873,887	6,352,235	8,000	6,360,235

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位:千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						4項 医薬費		
		補正前	補正額	補正後	9目 生活習慣病予防対策費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	28,926		28,926	1,925		1,925	36,955		36,955
2	給料	129,948		129,948				321,048		321,048
3	職員手当等	68,794		68,794				247,264		247,264
4	共済費	47,184		47,184				114,109		114,109
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,475		1,475						
8	報償費	12,553	852	13,405	3,786	852	4,638	17,688		17,688
9	旅費	10,837	564	11,401	1,565	564	2,129	14,692		14,692
	費用弁償	1,810		1,810	462		462	1,429		1,429
	普通旅費	3,608		3,608	181		181	6,430		6,430
	特別旅費	5,419	564	5,983	922	564	1,486	6,833		6,833
10	交際費									
11	需用費	61,685		61,685	2,137		2,137	32,281		32,281
12	役務費	9,842	1,000	10,842	1,843	1,000	2,843	11,521		11,521
13	委託料	243,241		243,241	51,982		51,982	206,758		206,758
14	使用料及び賃借料	3,551		3,551	481		481	12,186		12,186
15	工事請負費							17,831		17,831
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	856		856				482	2,604	3,086
19	負担金、補助及び交付金	226,002	5,584	231,586	106,913	5,584	112,497	3,789,799	389,058	4,178,857
20	扶助費	941,207		941,207	93,891		93,891	120		120
21	貸付金							999,604		999,604
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金							487,328		487,328
26	寄附金							36,900		36,900
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	1,786,101	8,000	1,794,101	264,523	8,000	272,523	6,346,566	391,662	6,738,228
財源内訳	国庫支出金	726,383		726,383	109,386		109,386	586,605		586,605
	地方債							18,000		18,000
	その他	3,939		3,939	427		427	878,836	391,662	1,270,498
	一般財源	1,055,779	8,000	1,063,779	154,710	8,000	162,710	4,863,125		4,863,125

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費								
		2目 医務費			6目 鳥取看護専門学校費			7目 倉吉総合看護専門学校費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	3,218		3,218	876		876	5,886		5,886
2	給料									
3	職員手当等									
4	共済費	1		1	2		2	15		15
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金									
8	報償費	788		788	7,231		7,231	8,578		8,578
9	旅費	6,618		6,618	1,498		1,498	2,833		2,833
	費用弁償	362		362	194		194	503		503
	普通旅費	2,737		2,737	850		850	1,097		1,097
	特別旅費	3,519		3,519	454		454	1,233		1,233
10	交際費									
11	需用費	6,809		6,809	4,648		4,648	8,871		8,871
12	役務費	5,059		5,059	2,036		2,036	3,515		3,515
13	委託料	166,642		166,642	2,408		2,408	2,783		2,783
14	使用料及び賃借料	5,362		5,362	3,288		3,288	2,564		2,564
15	工事請負費	17,831		17,831						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				270	1,272	1,542	179	1,332	1,511
19	負担金、補助及び交付金	1,173,671	389,058	1,562,729	60		60	552		552
20	扶助費									
21	貸付金	261,940		261,940						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	487,328		487,328						
26	寄附金	36,900		36,900						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	2,172,167	389,058	2,561,225	22,317	1,272	23,589	35,776	1,332	37,108
財源内訳	国庫支出金	568,644		568,644						
	地方債	18,000		18,000						
	その他	820,540	389,058	1,209,598	14,776	1,272	16,048	21,234	1,332	22,566
	一般財源	764,983		764,983	7,541		7,541	14,542		14,542

令和元年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	福祉保健部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	301,853		301,853
2	給料	1,888,068		1,888,068
3	職員手当等	1,127,811		1,127,811
4	共済費	678,109		678,109
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	6,921		6,921
8	報償費	66,285	852	67,137
9	旅費	59,161	564	59,725
	費用弁償	6,250		6,250
	普通旅費	26,918		26,918
	特別旅費	25,993	564	26,557
10	交際費	100		100
11	需用費	217,827		217,827
12	役務費	75,566	1,000	76,566
13	委託料	1,392,018	2,321	1,394,339
14	使用料及び賃借料	74,892		74,892
15	工事請負費	241,574		241,574
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	21,978	2,604	24,582
19	負担金、補助及び交付金	31,502,936	408,884	31,911,820
20	扶助費	2,513,006		2,513,006
21	貸付金	999,604		999,604
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料	133,000		133,000
24	投資及び出資金			
25	積立金	1,129,939		1,129,939
26	寄附金	37,850		37,850
27	公課費	123		123
28	繰出金	3,336,819		3,336,819
	予備費			
	計	45,805,440	416,225	46,221,665
財源内訳	国庫支出金	3,315,064	13,364	3,328,428
	地方債	782,000		782,000
	その他	2,613,486	391,662	3,005,148
	一般財源	39,094,890	11,199	39,106,089

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	子どもの居場所づくり支援事業補助金	2,242
4 目 老人福祉費		
負担金、補助及び交付金	介護助手導入に係る検証等事業補助金	12,000
4 款 衛生費		
1 項 公衆衛生費		
9 目 生活習慣病予防対策費		
負担金、補助及び交付金	放射線治療機能強化事業補助金	1,584
	受動喫煙防止対策推進事業補助金	4,000
4 項 医薬費		
2 目 医務費		
負担金、補助及び交付金	医療情報ネットワーク整備事業補助金	67,633
	訪問看護等在宅医療推進ネットワーク基盤整備事業補助金	1,194
	精神科医療機関機能分化推進事業補助金	22,232
	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業補助金	4,032
	急性期医療充実施設備整備事業補助金	56,925
	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業補助金	211,459
	訪問歯科衛生士養成支援事業補助金	1,250
	医療介護連携のための多職種連携等研修事業補助金	1,857
	在宅医療推進事業補助金	11,163
	在宅歯科診療設備整備事業補助金	1,716
	訪問看護ステーションのサテライト設置事業補助金	1,800
	歯科衛生士復職支援事業補助金	971
	看護教育教材整備事業補助金	5,419
	歯科技工士養成施設・設備整備事業補助金	1,407

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
令和元年度 精神科医療機関機能分 化推進事業費補助	医療政策 課	千円 280,988		千円	令和2年度から 令和3年度まで	千円 280,988	千円	千円	千円	千円	千円

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しが行われることに鑑み、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正 (1) 心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者となることができない者のうち、成年被後見人又は被保佐人を、精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に改める。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 令和元年12月14日から施行する。</p> <p>※鳥取県心身障害者扶養共済制度の概要 ○ 障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が亡くなった、又は重度障がい状態に該当した月分から、障がいのある方に対して、終身にわたり一定額の年金を支払いするもの。(年金支給額は1口2万円/月) ○ 障がいのある方が年金の請求手続きや管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し、管理する「年金管理者」を指定することができる。年金管理者は、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進のために、年金を管理し、年1回の年金受給権者現況報告、住所変更の届出等の手続きを障がいのある方に代わって行う。</p>

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 略</p>	<p>(年金管理者)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ない者</u></p> <p>3～7 略</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

条例名等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 医師の県内への定着を図るため、医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概要 (1) 医師免許取得後直ちに受けなければならない臨床研修は、県内の病院が管理を行う臨床研修に限ることとする。 (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。 (3) 所要の経過措置を講ずる。</p>

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに <u>県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）</u> を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常	債務の全部	医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常	債務の全部

		勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。	
		略	
		略	
略			

備考

1～3 略

4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

		いて定める医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。）としての業務に従事したとき。	
		略	
		略	
略			

備考

1～3 略

4 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、県内の病院が管理を行う臨床研修を受けた期間があるときはその期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

件名	鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年1月7日制定)について、県が実施してきた訓練の成果の反映、鳥取市の中核市移行に伴う保健所設置、政府方針の変更等により、同計画の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項において準用する同条第6項の規定に基づき報告する。</p> <p>2 主な変更内容</p> <p>県民への情報提供に当たり配慮すべき事項を明記したこと、外国人の増加に伴う対策を追加したこと及び鳥取市と連携した対応を行うことなどの改正を行った。</p> <p>(1) 県民への情報提供に当たっての改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民にわかりやすい名称とする観点から、「帰国者・接触者相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更した。 ・ 提供する情報は、個人情報の保護と公益性を十分考慮し、報道にはプライバシーの配慮を要請することとした。 ・ 高齢者、障がい者等に配慮した情報提供を行うこととした。 ・ 感染拡大防止の観点から、直接医療機関を受診せず、事前に発熱相談センターに電話で相談することとし、その周知を図ることを明確化した。 ・ 情報提供手段に、あんしんトリピーメール、ソーシャルネットワークを追加した。 <p>(2) 外国人の増加に伴う対応方策の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報等の多言語化、発熱相談センターでの外国語対応強化、医療機関での通訳サービスの推進を図ることとした。 ・ クルーズ客船に対しては、発熱・呼吸器症状等を有する者の把握に努め、関係機関と連携して対応を行うこととした。 <p>(3) まん延防止のための対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対して、従業員の治療及び家族の看護のための休暇取得について、配慮を要請することとした。 <p>(4) 鳥取市保健所の設置に伴う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と鳥取市の対策本部を合同開催すること、保健所連絡調整会議を開催することなど、県と鳥取市が連携した対応等を行うこととした ・ 平時からの連携を強化するため、県と鳥取市の合同訓練を実施することとした。 <p>(5) 国の計画等の見直しによる改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について、国の見直しに合わせて変更した。 <p style="text-align: right;">※計画本体(別冊)については報告事項に添付</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	鳥取看護専門学校 校	物品	電話交換機 電話機	1台 6台	鳥取市千代水一丁目20番地 日本テレコム株式会社	226,800	令和元年8月1日 ～令和6年7月31日	鳥取県立鳥取看護専門学校